

(財) 日弁連法務研究財団
認証評価評議会 (第4回)
議事録

2006 (平成18) 年5月16日 (火) 午後5時～7時

(財) 日弁連法務研究財団：認証評価評議会
(第4回) 議事録

1 日時 2006(平成18)年5月16日(火)午後5時～7時

2 場所 弁護士会館17階1701会議室

3 出席者

議長 本林 徹

評議員 大谷 實、佐柄木俊郎、新堂幸司、高木 剛、千種秀夫、納谷廣美
吉村徳則(50音順・敬称略)

理事 飯田 隆

事業本部長(予定) 本間通義

事務局長 由岐和広

事務局長代行 山本崇晶

事務局次長 石井邦尚

事務局員 青戸理成、江森史麻子、持田光則

4 議題

(報告事項)

1) 評価委員会の開催(12/26,3/6,4/26)

2) トライアル評価(2005年度実施報告と2006年度実施予定)

3) 認証評価委託契約の進捗状況

4) その他の活動報告

(審議事項)

1) 2005年度決算報告及び2006年度予算案について

2) 2005年度活動報告及び2006年度事業計画案について

3) 評価委員会委員の改選について

4) 評価基準解説の改訂及び事例集の作成について

5) 認証評価評議会運営規則の改正について

(意見交換事項)

1) 法科大学院認証評価の取り組み状況と課題

～ 評価報告書のあり方（公表・情報発信等のあり方）を中心として

2) その他

5 議 事（別紙）

（注：議事中の個別事案の内容に関わる発言箇所については省略。）

【本林議長】 第4回の認証評価評議会を開催させていただきます。

前回は12月16日でしたので、ちょうど半年がたちました。今週末から新司法試験が始まるという状況でございます。

まず、冒頭でございますが、今度の5月22日の財団の理事会で選任される予定であります本間通義事業本部長をご紹介させていただきます。研修所教官もやられた大変有能な方でございますので。本間先生、ちょっとごあいさついただけますでしょうか。

【本間事業本部長（予定）】 今ご紹介いただきました本間でございます。よろしくお願いいたします。

認証評価につきましては、今まで2回ほど評価員をさせていただきまして、そしてまた、事務局会議には4月の末ぐらいから出させていただいておりますが、しみじみと認証評価事業の重要性和困難性を痛感しております。これから事業本部長というような名前をいただき、名前が大きすぎるなどと思っておりますが、名前はさておき、一生懸命役目を果たしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【本林議長】 お願いします。

それでは、進行・議題でございますが、この中で報告事項は審議事項の2番目の2005年度活動報告の中に多分全部取り込まれるかと思っておりますので、まず審議事項の2番目の2005年度活動報告、それからあわせて2006年度事業計画案、これから先に始めさせていただくことにしたいと思いますので、それでは事務局のほうでご説明いただけますでしょうか。

【山本事務局長代行】 お手元の資料の10番と11番を使ってご説明をさせていただきますと思います。

まず、お手元の資料10でございます。「認証評価事業部の05年度活動報告及び06年度事業計画（案）」とございます。ざっと見ていきたいと思っております。

1点目は、評議会・評価委員会・異議審査委員会について開催でございますが、この中で、3) 異議審査委員会が新しいところでございます。昨年12月16日の評議会でご選任いただきました異議審査委員による準備会が06年2月25日に開催されました。ちょうど今年度から本評価が始まりますので、その評価結果の異議審査体ということで始まることとなります。

2点目、トライアル評価でございます。同じ資料10の別紙1をごらんいただけますでしょうか。めくっていただきまして、横長の表がございます。「トライアル評価 実施状

況及び予定」と書いてありまして、全部で25校挙げております。1番目から17番目までが完了したものでございます。18番目から25番目までの8校が現在進行中でございます。それぞれ右側に、運営、入試、教員、FD等々の欄がございます。丸がついておりますけれども、その丸がついている分野の評価をしてきたということでございます。あるいは、その評価をしていくということでございます。06年度のトライアル評価では、FD、授業、法曹養成の3分野に加えてカリキュラムの分野を集中的に評価するという事になっております。

もとに戻りまして、この表に書いてあります以外に、06年度の後期にも何校かトライアル評価を実施する予定でございます。ただ、いわゆる当財団の評価の準備活動としてのトライアル評価は、この上期までで終わりをまして、下期以降は、評価を受ける法科大学院の準備のお手伝いといった位置づけになろうかと思っております。

次、3番目、認証評価の委託契約及び本評価の実施状況でございます。別紙の2番をごらんいただけますでしょうか。先ほどのトライアル評価の次のページをごらんください。現在、当財団の評価を受けるという意思表示をしておりますところが19校でございます。うち、委託契約を調印済みのところが10校でございます。

ちなみに、この下期に本評価をいたしますと、07年の3月に評価報告書が公表されますので、初めてのケースになると思っております。

資料10の2ページに戻りまして、法科大学院評価基準及び認証評価手続規則の改定でございますが、ご案内のとおり、昨年12月16日の協議会で改定手続をいただきまして、現在、その改定にあわせた解説及び法科大学院の取り組みの「事例集」を作成しているところでございます。後でご紹介いたします。

5番目、評価員でございますが、昨年9月15日及び10月15日に研修会を開催いたしました。現在の登録者数、いわゆる評価員登録でございますけれども、196名でございます。昨年度までのトライアル評価で評価経験をした人数が145名でございます。この春学期の8校の評価者も合わせますと延べ197名が一度は評価を経験しているということになります。失礼しました。延べ197名が評価を経験したということでございます。

6番目、文部科学省の委託研究でございますが、認証評価事業の立ち上がり時期に文部科学省から評価のあり方について調査研究の委託を受けております。05年度の評価、トライアル評価を中心とした調査結果の報告書でございますけれども、現在、調製中でござ

います。委託研究費は2,867万ほど使っております。

3ページに行きまして、06年度も引き続き調査研究委託を受ける予定でございます。調査のテーマの中心は「評価報告書のあり方」、公表するものでございますので、こういった形のものになるかということ。それから、もう1点は「認証評価の効果」、効果といえますか、認証評価を受けた法科大学院がどのように評価書の評価を活用したのか、させるのかということの検証がテーマになろうと考えております。また、幾つかの評価項目、成績評価及び修了認定につきましては、いろいろ議論されているところでございますので、これについては法科大学院の聞き取り調査等も引き続きしていきたいと考えております。

最後に7番目、その他の活動でございますが、授業見学研修会、別紙3にございますけれども、見学してどのように評価するかということの研修会を別紙3のとおりを実施いたしました。

また、シンポジウムでございますけれども、二度開催しております。1つ目は、今年の2月25日に認証評価のあり方「どのような取り組みが高く評価されているか」というテーマでシンポジウムを行いました。参加者は120名になりました。2つ目は、3月17日に「法科大学院の挑戦——2年間の到達点とこれから」と題しまして、法科大学院教育のあり方全体についてのシンポジウムを行いました。参加者300名でございます。

以上が2005年度の活動報告と2006年度の事業計画でございます。

引き続き決算と予算でございますが、資料11でございます。上の部分が収入の部、下の部分が支出の部でございます。左の科目欄から数えて2つ目が2005年度の予算、その次が2005年度の決算でございます。2005年度予算で見ますと、収入が7,832万1,217円、支出が同額でございます。決算のほうは、収入が7,482万1,502円、支出が7,212万1,824円、収入が700万円程度少なかったわけでございますが、支出のほうも抑えまして予算の範囲内で終わっております。269万9,678円余剰が出まして、2006年度に繰越しております。

2006年度の予算でございますが、本評価が始まるということで、全部で8,887万1,602円の予算でございます。収入のうち、本評価実行分の評価手数料の半金が入ってくることを想定しておりまして、1,750万、日弁連からの事業補助金が4,000万、文部科学省・認証評価にかかる調査研究委託費が2,867万1,824円。これ

は実は2005年度の調査研究の委託費が2006年度に入ってくるという形になっております。

それから、支出のほうでございますが、事業費が4,735万です。内容としては研修費、研究費、本評価の実施、会議費、委員謝金等でございます。管理費が4,057万1,924円、合わせまして8,887万1,602円の予算でございます。

以上が活動報告、事業計画及び予算・決算でございます。

【本林議長】 どうもありがとうございました。ご質問があればお受けしたいと思いますが、トライアル評価の中で、いわゆる国立大学法人に該当するのはどれとどれでしてでしょうか。この別紙1の中では。

【山本事務局長代行】 3番目の新潟、7番目の鹿児島、9番目の島根、10番目の岡山、15番目の九州、22番目の琉球でございます。

評価機関は3つあるのですが、国立大学の多くは大学評価・学位授与機構の評価を受けることになるのではないかと推測されています。

【本林議長】 こちらと両方ということはあまりあり得ないのでしょうか。

【山本事務局長代行】 2つの評価機関の評価を受けると聞いている学校もございます。

【本林議長】 あるんですね。なるほど。

【山本事務局長代行】 現実には、同じ時期に2つ受けるのは準備の点からも大変でするので、交互に受けるという意味を表明している学校もございます。

【本林議長】 5年ごとにという意味ですか。

【山本事務局長代行】 そうです。

【本林議長】 なるほど。ことしの下期のほうから本評価が始まるということで、本評価をやる大学は、このトライアル評価をやったところは、ある意味、そこで大体やり方も含めて慣れていらっしゃるから本評価というのは結びつきやすいと思うんですけども、トライアルをやらないでいきなり本評価ということは可能性としてはかなりあるのでしょうか。

【由岐事務局長】 ありますので、この後期にいろいろ経験していただこうと。山本が申し上げたように、トライアルに似た方法で、何らかの形で評価をしてあげる方法と評価員に多くの先生に参加してもらって、ほかの大学を見てもらうことによって、自校の評価に役立ててもらおうという方向のどちらかを選んでいただいて、評価対象の法科大学院の質

を上げていただくことを考えております。

【本林議長】　　そうですか。

今、3つ目の評価機関の大学基準協会はどんな状況になっているのでしょうか。

【納谷評議員】　　来年度から人証評価を実施することは、決めています。しかし、かなり準備は遅れています。まだ具体的にいう段階までどうも行っていないようです。私は、突然去年の秋に担当になっただけで、中身の審議には全然かかわったことがないので、聞いているのはその程度です。やっぱり国立は機構のほうに行きそうな流れであるということと、私学はこちらのほうで既にやっているの、そちらに行くんじゃないかと考えています。それで、残る申請大学数が、一応どのくらいあるかをまだ十分に検討できていない段階じゃないかと思います。ともかく、試行をするのは今年になって3校ほどやってみようかということで、協力を求めるくらいです。また、申請の手数料について、金額的には同じくらいの値段に。どうもお互いに見合いをやっているような話は聞きましたけど。だから、実際は日弁連のほうはもっとかかっているの、もっと高く取ったほうがいいんじゃないかと思いますが。どうも学位授与機構のほうはかなり低めで350万かそこらぐらいでしたよね。あそこのほうで数字を打ち出しちゃったことで、こちらもそういうふうにしたんではしたか。

【由岐事務局長】　　私どもが決めたのに向こうが合わせたので。

【納谷評議員】　　ああ、そうですか。そんなことでは、実費がとてめでないのではないか。あそこは何も法科大学院についての認証評価の経験ありませんのでね。こちら以上に大変でしょう。だから、どの程度までやれるかちょっとわかりませんが。まあ、認証評価機関になった以上、ここはやらなくちゃならんということで、前の担当理事は説明しておられたようです。

【本林議長】　　そうですか。どうもありがとうございました。

今、説明がありました資料10の活動報告2005年、それから2006年事業計画、11の決算・予算書(案)、ご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは承認を得たということにさせていただきます。

その次の審議事項で、評価委員会委員の改選の件、お願いします。

【由岐事務局長】　　資料12をごらんください。評価委員候補者、再任候補者の一覧が出ております。評価委員の任期は2年となっております、評価委員の選任は評議会が選任するとなっております関係で、評価委員の再任をお願いしたいと思います。再任につきま

しては、全員とも再任を了解していただいております、ぜひ、これから本評価でございますので、再任という形をお願いしたいと思います。

なお、再任の方々以外に、本間先生は新任ということでお願いします。また、対象外と書いてあるのは、評価委員はこのほかに大橋弁護士、中央大学の野村教授、商法ですね、馬橋先生と、3名を任命させていただいておりますが、これはまだ任期が来ておりませんので、今回の再任の対象からは除外されます。

【本林議長】 よろしゅうございますね。では、承認ということにさせていただきます。その次の議題、評価基準解説の改訂について、お願いしたいと思います。

【江森事務局員】 資料6と7をごらんください。これは本日は、ほんとうは完成版をお配りする予定でしたが、なかなか作業が進んでおりませんで、まず中間報告ということでお許しをいただきたいと思います。

昨年、評価基準を改訂いたしまして、これを前回の評議会のところ確定をさせていただいたものですが、新しい評価基準に沿った解説というものを今、つくっているところでございます。改訂前の評価基準の解説の中には予想される取り組み例というものを机の上で考えたものが並んでおりましたが、いろいろな例が集まってまいりましたので、そういったものを解説に盛り込もうということで改訂を進めてきたわけでございます。

これが経緯なんですけれども、前回の評価委員会で、実際の取り組み例を解説の中に入れてしまうと、それが評価の一つの水準を示すというようなことで誤解をされる。あるいはどの法科大学院も一律にある取り組みをせよというふうに誤解を受けるという指摘がございました。やはり取り組み例というのは純粋に参考でございますので、純粋な参考をわかっただけのためにどうしたらいいかということで、資料6と7の二分冊でつくるということにいたしました。したがって、6のほうは純粋に解説で、これは評価基準の解説をするものでございますが、それに沿ってこんな取り組みを見つけてきたよというのをまとめてきたのが7ということで、別冊としてつくるということで、今、作業を進めておるところでございます。このつくり方、その他、ご意見いただければ非常にありがたいと思います。

【由岐事務局員】 参考事例集のほうは、去年の12月までに評価報告書の原案ができたものをまとめました。その後できているのは2校ほどあって、この春にも8校トライアルを行いますので、これを追加し、さらにこの事例集は毎年充実させていこうと思っております。こういうことが法科大学院の参考例として、ノウハウとして生きる形で提供して

いきたいと思っております。ただ、このとおりのものではないものですから、その辺のところを、表書きとしてあとで書きたいと思います。

【本林議長】 それは必要でしょうね。

【由岐事務局長】 そうですね。法科大学院のほうは今までノウハウがないので、どうやったらいいかわからないと、評価の現場で言われますので。

【吉村評議員】 これだけ書いていても真剣にみるんでしょうね。

【由岐事務局長】 現に最近の報告書にはこれを引用しているところもたくさんあります。

【佐柄木評議員】 黒ポツで始まっているのが1校の事例ということですか。

【江森事務局員】 そうですね。

【由岐事務局長】 もちろん、守秘義務の関係がありますので、若干抽象化してあります。

【本林議長】 解説とこういう事例を分けるというのはいいですよ。そうじゃないと、基準化されても困るから。

【由岐事務局長】 法科大学院の評価のための評価になってはいけないので、法科大学院に向上に資することが目的なので、そのためにノウハウも提供していきたいと思えます。

【納谷評議員】 いいとか悪いとかより、当分の間は、まず育てる方にリードした方がよろしいかと思えます。

【本林議長】 この参考事例集は今「案」になっていますけど、事実上、トライアル評価をこれからやるようなところには、事実上、ドラフトの段階でもお渡ししているんでしょうか。

【江森事務局員】 2冊になったのはまだ最近でございまして、一体化したものをシンポジウムの配付資料としておりますが、それを見ていただいているということです。これは近々、ある程度固めまして、なるべく早く印刷に回そうと努力しています。

【吉村評議員】 さっきの話だけれども、あとのトライアルで出てきた事例を順次追加していくということですね。

【佐柄木評議員】 これは年1回の発行を定例化することなんですか。

【江森事務局員】 そうですね。目標はその程度に置いておりますが、まだ固まっておりません。

【由岐事務局長】 アメリカなんかは毎年こういうのを出すようですから、我々も頑張

るつもりです。

なかなか法科大学院も工夫しておりまして、例えば、アンケートのとり方でも時期について工夫したり、回数について工夫しているようです。ただ、大規模校と小規模校では、やっぱり負担が違いますので、その辺は工夫して、大規模校には大規模校に合うもの、中規模校には中規模校に合うような事例を一応いろいろな形で入れたわけです。全部を利用するというのはほとんど不可能だと思いますので、自分の大学に合ったものを、そういう方法があるんだという形で活用してもらえればと思います。

【本林議長】 先ほどおっしゃった前書きを添えていただいて、あくまでも「参考事例集」ということで、特にこれで決めつけていくということではないと。これは皆さん、方向づけとしてはよろしいということ。

その次ですが、認証評価評議会運営規則の改正について、これをお諮りします。

【江森事務局員】 資料の8でございます。こちらでお決めいただいた運営規則でございますが、ちょっと不都合を感じる場合がございます、改正をお諮りしたいと思っております。資料8の2ページ目に下線がございます。第9条の追加をお諮りしたいと思います。

「議長は、任期が満了した後においても、次の認証評価評議会が開催され、新たに議長が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする」ということです。

これは、私どもの基本規則の中で、第10条の第2項でございますが、「認証評価評議会議長は認証評価事業部を統括し、これを代表する」という条文がございます、代表者がいなくなってしまうという不都合が予想されるということがございますので、引き続きお仕事をさせていただくという、こういう条項が必要だろうということがございます。

【本林議長】 任期が6月末まででしたか。それで、今度開かれるのは、おそらく12月ごろだろうということで、その間、評議会の議長としてやることが出てくるであろうと、こういうことですかね。

【江森事務局員】 はい。

【本林議長】 よろしゅうございますか。それでは、これは承認ということ。

その次は、意見交換事項と書いてございますが、財団の取り組みと課題、特に先ほどお話がありました評価報告書というものが、本評価の場合にはそれを刊行物等で公表することが法律で定められているということから、評価報告書のあり方をどういうふうにしていくのか、十分に情報発信していくかというようなことについて、まず問題提起を事務局のほうからお願いします。

【山本事務局長代行】 お手許の資料の13と14、それから従前に配付しておりました資料の9を見ていただきたいと思います。資料9は、ある法科大学院のトライアル評価報告書でございます。

資料14を中心に説明いたします。この資料ですが、5月12日、先週の金曜日、自民党の司法制度調査会法曹養成小委員会で財団の認証評価事業と取り組みを紹介する際に用いたものに少し手を加えたものでございます。

1番目、評価の仕組み。評価基準、事実調査方法、評価の組織体制については、もうご案内のとおりでございますので、ここでは省略させていただきます。ちなみに、ここで星印がついておりますところは、財団の評価の特徴という趣旨でございます。評価基準については、法曹養成教育への取り組みを重視している点。つまり「2つのマインド、7つのスキル」といったことをどう養成しているのかといった核心となる部分を、ずばりと評価するようにしております。

それから、2つ目の事実調査方法では、現地調査を重視するという点。これは3日間、みっちり現地調査をするということ。授業観察、試験答案の検分、教員との面談、学生との対話を重視することです。

3点目、評価の組織体制としては、評価委員会の構成が、一般有識者6名、法曹10名、法科大学院教員10名といったように、法科大学院側の委員が半数以下になっている。第三者性が高いということでございます。

次、取り組み状況でございますが、先ほど、05年の活動報告でご紹介いたしましたとおりでございます。本年度の評価実施。07年3月に評価報告書の第1号が公表される予定でございますので、それに向けた準備の最終段階でございます。準備と申しますのは、評価基準、それに基づく判定の基準の確立、事実調査方法の改善、評価員スキルの充実、評価員の養成ということでございます。トライアル評価も、先ほどご案内しましたように、実施済17校、進行中が8校、計25校をトライアル評価した上で本評価に入ることとでございます。ちなみに25校の入学定員の計が1,995名、総計6,000名としまして約3分の1のトライアル評価をすることになります。参加評価員も延べ197名、それなりの数字に達しております。

3番目、課題でございます。3つ掲げております。1つ目は評価報告書のあり方の詰めでございます。これは後で詳しくお話ししますので飛ばします。

2つ目が評価対象校の確保です。目標は30校以上でございます。現在、契約状況とし

て19校でございます。あと、多様性の点ですが、やはり評価を適切にするためには、中央、地方、大規模、小規模、国公立、私立といったいろいろなさまざまな法科大学院の取り組みを財団の基準で評価したいという考えがあるわけでございますけれども、現状は必ずしもそうっていない。そうあるべきではないかということをお民党の方で言わせていただきました。それから、06年度の評価校が1校というのは、必ずしも適切ではないのではないかと。やはり数校の評価が出て、社会一般から法科大学院のさまざまな取り組みが目映るといったことが必要じゃないかと思っております。これについては、財団としては頑張るといふ課題でございます。

一番下の丸でございますが、評価実施体制の充実です。07年度、08年度に評価が集中いたします。財団としても、半期に6校から7校、評価し続けることとなる可能性がございます。それに向けて評価員の養成・確保が必要です。特に、現地調査は3日間ございますので、3日間、日を空けられる評価員をきちんと確保することができるかどうかといったことが現実の課題としてございます。それから、教員審査です。専任教員の適格性を評価し、判定しなければなりません。設置の際には設置審議会が全部やったわけですが、本評価になりますと、3年間の計画年度を終えまして、新しい教員の採用がございます。専任教員を1人1人、科目適合性があるかないかを含め、適格性を評価することになるのですが、これを効率的にやるためには、教員審査を集中的に行う分科会をつくる必要があるのではないか等々のことを検討しております。

最後の成績評価・修了認定でございます。成績評価あるいは修了認定が甘いのではないかとということが現在、マスコミで取り上げられております。この3月に法科大学院の初めての修了者が出たわけでございますけれども、修了候補者と実際に修了した者との割合で見ますと、96%が修了している。これでは厳しい修了認定がされたとは言えないのではないかとといった疑問が提示されているところでございます。いや、そうではないんだ、厳しくやっているんだということをお評価機関として評価するためには、どの程度の実態調査を行い、どういう基本的な考え方で評価に取り組まなければならないのかということが、大きな課題であると考えております。

戻りまして、評価報告書のあり方についての詰めでございます。本評価は公表されますので、いろいろ考えておくべき点があると思っております。資料13に移っていただきたいと思っております。このたび検討しました点は大きく2つでございます。

1つ目は、具体的事象の描写にあたっての注意事項でございます。2つ掲げました。授

業描写、それから教員描写です。まず授業描写ですが、トライアル評価では、授業分野の評価の中で個別科目、個別教員の授業の様子を描写いたしました。問題点の指摘や、適切である、不適切であるといった評価を記載しております。

例を見ていただきたいと思います。資料9。

かなり細かい描写をしております、これに基づいた対話を法科大学院と意見申立手続において行うといったことを、トライアルの段階では行ってまいりました。

資料13に戻ります。要するに、こういった細かな描写をすることが評価する上でどうなのか。また、それが公表されると、どういった影響があるのかということについての検討が必要であると思います。

1の(1)授業の2つ目の丸のところを書いてありますが、評価報告書で個別科目の授業に触れる場合は、できるだけ特定されない形で記載する必要があるのではなかろうかと。つまり、「法律基本科目にもかくかくしかじかというような授業が散見された」という格好で、一体どの授業が悪かったのかということの特定を評価報告書という公表するものの中でやるのはまずいのではないかという考え方です。

(2)の教員ではもっとシリアスな問題になってまいります。本評価では専任教員の適格性を1人1人審査することになります。教員分野で個別教員の適格性を審査することになりますと、ある専任教員について彼は適格性がない、科目不適合であるといったことを判断し、その結果を評価に反映させなければなりません。専任教員の必要人数が足りなかった、あるいは科目ごとの必要専任教員の数が満たない、その結果、この法科大学院は評価基準に不適合であると評価しなければなりません。その根拠は明確に示さねばならないと思われまます。実際に設置申請の際にも同じような評価がございました。ただ、その段階では、具体的にだれが悪かったのかということは表面には出ておりません。設置の段階では、候補者は公表されておりませんでしたので。ただ、認証評価の場合には、それがわかってしまうということです。少なくとも法科大学院には、どの教員が適格でなかったとして判定されたのか伝える必要がございます。しかし、評価報告書でどこまで特定すべきかということについては、個人名を掲げますと、その個人の職業生命への影響が予想されます。どこへ行っても雇ってくれないとか、そういうようなことになると、名誉毀損だなんだといった訴訟問題にもなりかねない。どういうふうに抽象化するかということが一つの問題であると思います。例えば、刑事訴訟法の専任教員が0名となるため基準に満たない、あるいはもう少し拡大して、法律基本科目の必要専任教員数に1名不足が生じるこ

とになるので不適合であるといったふうに、書きぶりに工夫を加える必要があるのではなからうかと思われまます。

以上が具体的な事象の描写にあたっての注意事項・検討事項です。

もう1点、参考となる情報の取り扱いでございます。

評価活動での位置づけとしましては、少しでも役に立つ評価にしたいということです。法科大学院から見ましたら、単にいいか悪いかを評価するだけではなくて、ではどうしたらいいんだ、どういうやり方があるんだといったことを参考までに聞きたいというニーズがございます。

資料13に戻りまして、2の丸の部分でそういうことが書いてあります。トライアル評価では改善提案や参考になる情報を書きました。それは法科大学院からそういうやり方があるのなら教えてほしいという意見があったことを踏まえてやってきました。ただ、本評価では、評価報告書では改善提案は記載しないほうがよろしいのではないかという意見がございます。つまり、評価とコンサルというのは別なものであって、評価は評価としてきちんと基準に基づいた評価を行う。それで、コンサル、というと語弊があるかもしれませんが、参考となる情報、つまり改善のために参考となる事例などは、法科大学院との対話の中で、こんなやり方を試みたらどうかと紹介することと、先ほどご紹介しました参考事例集を公表、配付するというところでやっていけばよろしいのではないかということでございます。

評価報告書のあり方については、この2点、つまり具体的事象の描写、及び参考となる情報の扱いというのはこれまでに検討されたことでございます。こういう検討の方法でよろしいかどうか。あるいは、公表ということを見ると、もっと検討するべきことがあるのではないかということをお示しいただければと思います。

資料14に戻りまして、評価報告書のあり方のポツの3つ目ですが、第三者によるしっかりした評価の重要性を強調すべきではないのかということ。認証評価制度自体の広報宣伝活動をすべきではないかということです。実は、きょうご欠席でございますが、北城評議員に議案のご説明に上がりました際に、こういう示唆をいただきました。つまり、評価そのものとしてはしっかりしたものを公表することが非常に大事だけれども、そういうこと自体が大事なんだということをどんどん宣伝する必要があるのではないかと。

つまり、今、世の中を見ますと、企業の監査報告書のあり方、会計監査のあり方であるとか、耐震建築偽装であるとか、第三者の評価も節穴だったではないかといったようなこ

とが批判の対象となる社会情勢がある。そういう中で、財団の評価は第三者性を高めてしっかりと厳しい評価をしているんだと、こういう評価をすることがいいんだということを、マスコミなり、政治家なり、いろいろな場を通じて強調していく活動が財団としても必要なのではないかというアドバイスをいただきました。

以上でございます。

【本林議長】 どうもありがとうございました。

確かにトライアル評価というのは公表を予定していないので、中身についても評価だけじゃなくて、参考提案も含めて、そういう意味ではフレキシブルな中身を持たせることができるという意味において、それなりの意味があったわけですけども、本評価の評価報告書ということになると、評価に限定をし、かつ、きちんとそれを公表するという、全く違ったシチュエーションに評価報告書はさらされるということになるので、今ご指摘のようないろいろな問題が出てくるかと思うんですけども、その前提として、評価報告書の公表について法律の条文はどのようになっているのか、概略で結構ですので、もう一度説明して下さい。

【江森事務局員】 文部科学大臣に報告するとともに公表するというところでございます。公表というのは、ホームページでの公表ももちろんですが、刊行物をつくるということですので、作り方もかなり違う。マスコミ等にも当然プレスリリースをしていくということになります。

【吉村評議員】 情報公開の関係でいくと、文部科学大臣に報告された段階で、行政機関の保有する文書になるわけよね。それが公開請求の対象になってくるということになるね。

【飯田理事】 評価機関自身は公表しないんです。

【吉村評議員】 それはわかるんですけど、一般国民が開示請求するために、きちんとシステムの中で考えるとそういうことになるんじゃないですか。直接我々に対して公開請求はできないんでしょう。

【納谷評議員】 冊子にしたり、ホームページに載せてしまうものですから。

【本林議長】 要するに、認証機関そのものが公表義務を負うわけでしょう。だから、当然、だれでもその内容を見られる、アクセスできるという状況になるわけですよ。その評価報告書の中身の要約とかいうのではなくて、そのものを公表しなければいけないわけですね。

【山本事務局長代行】 条文のつくりで言いますと、評価結果を公表するというご事でございまして、評価報告書を公表するという書き方にはなっておりません。

【吉村評議員】 不適格なら不適格ということだけでもいいかもしれない。

【由岐事務局長】 逆の言い方なんですけれども、この評価制度というのがあんまりうまくいかなかった理由は、公表との関係で「おおむねよろしい」とか「おおむねよろしいとは言えない」とか、その程度のものであったので、日本では評価がうまくいかなかったという歴史もあるものですから、どの辺まで踏み込むか。公開との関係は私どもナーバスになっていることは事実なんです。

【大谷評議員】 政策的にいいますと、法科大学院の自然淘汰の手段なんですね。だから、認証評価が自然淘汰をどれだけ手伝うかということになるのですね。

【納谷評議員】 こういうように個別の科目が出てしまうタイプの公表は、工夫した方がよろしい。このメッセージは別な形で学校に伝えることはできるわけで、そのところを棲み分けしたほうがうまくいくんじゃないかなと私は思いますけど。

【佐柄木評議員】 教員の評価の公表の仕方の問題で、改善の余地がありますよというようなものは多分あるわけでしょうが、はなから、適格性なしという可能性もかなりあるんですか。

【飯田理事】 拝見していますと、成績評価に極めて問題があるという科目は、設定している到達レベルが非常に低いから授業評価も甘くなる。そういう方は授業評価もよろしくないもので、その関連性はあります。

【本林議長】 やっぱこれは甘過ぎると、それを知らない次の新生入生だとか何かがやはり迷惑を受ける。だから、評価の信頼性にもかかわるわけだから、あんまり抽象化してしまうというのも、逆に言うと評価書の意味がなくなるということかもしれない。

【由岐事務局長】 大分浸透してきたことによって、大学の先生方も理解をいただいているんですが、最初の頃は、法律必修科目で、その科目を教えないで、自慢話や冗談ばかり言っている先生もいました。ただ、大分変わってきたのは事実だと思うんですが、こういう評価になればそういうことはなくなっていくと思うんですけれども、最初のうちは、正直申し上げると、大学の授業と勘違いしていらっしゃる先生がいらっしゃったことは事実です。トライアルはその意味でもやってよかったと思いました。ただ、先ほど言いましたように、あまりに抽象化すると、評価の意味がないし、かといって、あまりにも具体化すると、その先生が一生懸命それから直そうとしているという努力をですね、我々が

摘んでしまっているのか、それと名誉毀損の問題もあるし、1回の授業ですべてを見られるわけじゃないものですから、問題意識、限界というものも我々は認識しています。

【吉村評議員】 抽象的に、ごくごく抽象的にいうと、情報公開法の5条の1項のあたりを基準にして、個人情報と企業情報の開示のあり方、あの法律がよくできた法律であるかどうかは私は申し上げませんが、あえて基準みたいなものを探すとすると、そんなところではないのでしょうか。よくわかりませんが。

【本林議長】 個人が識別できるような。

【吉村評議員】 そうですね。識別情報はまず具合が悪いでしょう。それから競合情報関係にある相手方を非常に利すると。つまり、自分の学校の方が公表されることによって、決定的な競争の上でハンディキャップを負うというのは避けたほうがいいと。

【本林議長】 今、先生が競争上とおっしゃるのは、評価機関同士のということではなくて。

【吉村評議員】 いや、大学同士でということです。書き方によってはね。A大学のほうが程度が高いと思っていたのに、程度が低いとわかった。B大学よりうんと悪いじゃないのということに、具体的にね。だけど評価だからある程度はしようがないですよ。差がつかないやね。難しいですね。

【山本事務局代行】 ご参考まででございますが、評価報告書で授業描写をした部分につき、法科大学院からいろいろな意見がありました。授業を描写していいの悪いのというのであれば、なぜそのような授業をしているのかについて授業をした教員に説明の機会を十分に与えてほしいということでございます。トライアル評価の場合には時間がなかったものですから、見た印象を中心に書いた部分もあると思います。同じように、教員評価の場合も当然そのような要求はございます。

【納谷評議員】 結局、未修者で入ってくる人たちはほとんど法律のことに対応できない。こういうレベルの学生が今、入ってきているんですね。このような実情で授業を展開している先生もおられるかもしれない。ただ、これから、果たしてそれでいいのか。適性試験というのは、本来はそのための試験ですが、法科大学院が当初の予測より数多く創設された関係で、かなりのレベルの低い人たちが入学しているようです。そのような学生との関係で授業のレベルを落とさざるを得ない、そういうことで、まあ、漫談まではちょっとやりすぎだと思いますけれども。そういうような本来の授業が実施できないということも、あちこちに出てきているんじゃないかなという感じはします。まあ、これはちょっと

議事録には載せにくいことですが、多分そういうことで、今言ったような、1回の授業を見ただけで、弁明の機会を与えてほしいという話は多分そういうことかなと。事情を申し上げれば、それぞれの大学でわかっている状況で、そういう弁明の機会を与えてもらいたいということはあったかもしれない。

ただ、個別の授業については、一度聴講しただけで評価を書くのはちょっとやめたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。総合的なところで評価していったほうがよろしいのではないのでしょうか。

【江森事務局員】 実は、ご存じのように、大学で学生アンケートを行っておりまして、各科目の学生の評判を集めておるわけですが、それを見た上で検証しているんです。ただ学生アンケートにはなるべく依拠しない、学生アンケートの学生の意見はあまり書かないようにしているわけです。むしろ、我々の目を見て、評価員の目を見たものを描写している。ただ、その背後にやはり学生アンケートなり、あるいはFDに関する意見交換中の発言なりがあって、そうしたときに、そこまでこちらが確信を持って、この先生に問題があるという場合にはどうするかというのが難しいところというか。

【由岐事務局長】 もう一つ、出席率が低い授業もあります。例えば半分ぐらいの学生しか出ていないのに、平気でほうっておいたと。それはどうしてだと、その先生に我々は聞いたわけです。プロセスとしての教育なのに、そういうことも考えていないんですかという形で批判したこともあります。ですから、例えば、出席率も、試験の問題もそうですが、授業は学生との双方向・多方向という授業形態、これだけじゃないと思うんですけど、そういう形もとっていない、ただ教科書を棒読みしている先生もいらっしゃって、これからはなくなっていくと思うんですけども、そういう方がいることは事実です。我々としては、そういう授業については改善をしていただきたいというお願いを口頭では言っています。ただ、文書で残すと、これから改善しようと思っていたのと言われると、現に改善してくれている先生もたくさんいらっしゃいますので、報告書のほうでは、先ほど、先生方にご指示いただいたように、あまり具体的にいうと、かえって改善努力を生まないんじゃないかというのがありますね。かといって、あまりにも抽象的だと、今度、評価として意味をなさないということで、微妙な問題が出てくる。

【納谷評議員】 助言のあり方ということでちょっと申しますと、やっぱり評価することと助言とは区別しておかれたほうがいいと思います。こういう書き方でいいかどうかは別として、この助言の部分は次の改善につながりますので、それで5年間、フォロー

一アップする意味で、これはあったほうがよろしいと思います。ただ、先ほどのように、こうしたほうがいいのかというところまで具体的に書き込むかどうかは、ちょっとお考え直していただいた方がいい。報告書自体にあんまり、こうしたことは書かないほうがよろしいと思います。

【山本事務局長代行】 法科大学院からの意見を紹介いたします。財団の評価報告書は、その前提としてチーム報告書、つまり現地調査をした評価員のレポートがあります。現地調査した人がどんなレポートを書いたのか、あるいはどんな議論があったのかということを知ってほしいという要求が、法科大学院からあります。チーム報告書はもらえないのかということですね。評価報告書に至るまでは内部資料という形なのですが、ほんとうに参考となるものであれば、それはそれでお渡しして、評価報告書は評価報告書でお渡しし、公表するというようなやり方もひょっとしたらあるのかもしれません。ただ、一方で、評価報告書はそれだけで一応完結したものでなければいけないのではないのか。いわば事実上の評価報告書の機能として、大学の改善を促す、あるいは質を担保するということが以外に、社会に法科大学院の活動を紹介する、あらわにするといった機能もあると思うんですけども、そういう意味からは、ほんとうのところはこっちの報告書で、というのはどんなものかという議論もあります。

【飯田理事】 大変難しいお話ですが、助言、改善提案のコメントには法科大学院にとってもいろいろ有益なアドバイスがあるんですね。それが一切なくなってしまうと、有益な情報が発信できないということになりますので、評価報告書そのものではなくて、サイドレターといったら変かもしれませんが、何かそういうものを伝える機会があったほうがいいんじゃないかなということはありません。

【納谷評議員】 報告書の原案をつくって、それを大学に送りますよね。そこで大学側から、これはどうしてこういう助言なんだとか、何故こういう指摘になったのかということが出ます。改善していく点があるならば、報告書原案がある程度できて、委員会としてまとめる前に、そこら辺のやりとりでやったほうがうまくいくんじゃないかなと思います。まあ、私は基準協会のほうでは最後に出す言葉の意味って、こんな言葉の表現だと誤解を与えるので、例えばどうしたらいいのかとか、かなりやり取りは厳しくなってきます。だから、その段階でやられたらどうでしょう。

【本林議長】 今、トライアル評価では、今、先生がおっしゃったようなことを事実上やっているわけでしょう。本評価のときに同じことがやれるのかどうかということはありません。

ますね。トライアルの場合は、そのところは非常にフレキシブルだと思うんだけど。

【由岐事務局長】 原案を示して意見を求めますから、やれると思います。例えば、事実の誤認があることもあるので、それは直さなければいけないといけませんので。

【納谷評議員】 実地視察に行ったときにやれる限度があるので、やっぱり助言の部分は区別していかれたほうがよろしいかと思いますね。

【山本事務局長代行】 実際にトライアル評価では、事前に原案をデータでお送りしまして、その何日か後に法科大学院に説明に上がります。大体、2時間程度かけて、そのような評価がなされた背景にどういう議論があったのか、どのへんがポイントなのか、といったことを説明し、そこでいろいろ意見を伺うというやりとりをしております。

【新堂評議員】 今の納谷先生のお話に関連するのですが、ここを改善したので、もう一度見てくれというような、そういう提案があったときに、5年放置するのではなくて、もう一度見について、それが改善されたということも報告書の中に入れることはできないのでしょうか。

【由岐事務局長】 基準時というか、時間の関係がありまして、もし、そういう形で行うのなら、報告書を出した後に、例えば大学のほうからそういう申し出を受けて、何人かの評価員の先生に見てもらって、改善されたらそういう報告をするという方向も検討はできると思うんですけども、それは正式な報告書ではない。そのようない形でよければ、それは検討に値するかなと思います。

【新堂評議員】 前期・後期という切り方をしていますね。それはその学期の最終段階なのか、中途に見にいくとすれば、その時点の評価なのか。

【納谷評議員】 時期がずれるわけですね。1年前（学期ごとの評価ならば、その学期の前）のところにつきお書きになるわけですね。報告書をつくるときには、ですから、授業を見にいくときは、もう次の年度に入ってしまうですね。

【本林議長】 大体、どのぐらいの時間差ででき上がるんですか、現地調査してから。

【江森事務局員】 大体、学期がちょうど終わるころに、後期ならば3月ぐらいに出るというイメージです。

【由岐事務局長】 現地調査は11月、12月が多いと思います。前期は6月ぐらい。

【本林議長】 大体、3カ月か4カ月ですか。

【飯田理事】 前提事実の基準時というものを設けています。それは原則、現地調査終了時、これが基準時です。ほんとうに直接的に影響するような場合、大きな改善があった

場合、それはどうするかという問題があるかもしれない。それはとにかくその時点で。

【江森事務局員】 今までは意見書の中で、その後の改善の様子をお知らせいただきましたら、評価報告書で申しますと、4の改善提案、助言、参考意見、その他のコメントという欄に、こういう意見書がきましたというようなことで、こういう工夫がされているようであるという形では記載していますが、評価の本体には反映いたしません。

【飯田理事】 評価が終わった後に、手続規則では、法科大学院から申し出があれば、別途もう一度評価するという条文を設けてあります。翌年度もう一度やってくださいといえ、それはやるんでしょう。あるいは、財団のほうから、本来であれば5年に1回ですけど、3年後に受けてくださいという、そういう、もう一度見直してくださいというような、そういう指針というのはありますが。条件付きといいますか、附帯条件つきで評価をするということもございます。

【大谷評議員】 今までの皆様のご意見をお聞きしまして、できるだけ、評価報告書は当該大学院の存在を否定するような形にならないように、改善を促すような形でぜひまとめていただきたいというのが1点と、それから教員評価ですが、これは資格の場合もありますが、業績はどうなんでしょうか。

【江森事務局員】 見ることにしております。

【大谷評議員】 たとえば5年間業績が何もない、という場合ありますね。そういう場合、それを補う、例えば教育上の業績ということで評価するのでしょうか。

【江森事務局員】 今、議論している私どもの考え方では、まず教育評価が先だろうと。というのは、設置審査ではまだ始まっていないものですから、業績を見るしかなかったわけですが、すでに2年以上の実績があるわけですので、まず教員調書に、今どういうことに気を使って、どんな教育をされていますかということを書いていただく。これは全員必須でございます。で、それと別の調書で業績あるいは実務実績、そういうものをお書きいただくということで、この後半のほうは、設置審に出されたもので大体可能だというふうに話をしております。ただ、それから時間がたってまいりますとまた書き直していただく必要があるかもしれないと。

【大谷評議員】 それは研究者教員ばかりでなく、実務家教員もですか。

【江森事務局員】 そうですね。いわゆる研究者教員は研究業績書を、実務教員は実務上の実績書ということで、司法修習生の指導なども書けるようなつくりの調書にしております。

【納谷評議員】 今のことはあんまり強く出さない方が良いと思います。一生懸命教育のあり方とか方法論を工夫し、努力している先生方のことを考えると、しばらくの間、時間的な余裕を見てあげないと難しいかもしれませんね。FD等で、一生懸命、改革をやっている先生は、そっちの教材づくりだとか、いろいろなことでものすごい時間が取られていますから、そここのところのバランスをとって評価できるように。

【由岐事務局長】 科目適合性もですね、こんなに厳しくていいのかという議論がふつふつとありますので、その辺のところは評議会の先生方の意見を聞きながら、今後進めていきたいと思っています。設置審はちょっと狭すぎたかなという印象を私は持っています。

【高木評議員】 いろいろご議論を聞かせていただいて、最終的にちょっと筋論で言いますと、いい法曹を育てていただくということですが、なれておられないので、なれるまでスキルの問題があるという側面と、それから、先ほど指摘のあった淘汰のシステムというか、そういう側面もあるわけですよ。ですから、法曹養成という社会の中でもかなりのハイレベルの将来ジョブを担う人たちを育てる仕組みだという意味で、もちろん大学はお得意さんなので、お得意さんの機嫌を損ねたらいかんというところはあるのかもしれませんが、本質的な意味、ポテンシャルティーという意味で、実務家としても研究者としても、旧来の教科書だけずっと教えていたらいという法学部の先生の感覚をそのまま持ち越したままで、みずからのポテンシャルティーを上げるための努力をしないというのは、それは民間の世界では、どうぞご退場くださいということになりますので、きょうの先生方の議論を聞いて、ご配慮というか、皆さんお優しいので、私も組合の仕事をしているので、どちらかという優しいほうだと思っているんですが、その辺、いろいろ配慮されることは大事なんですけど、評価の本質みたいところは、あんまり優しくならないほうがいいんじゃないかと、こう感じるわけです。

1つご質問は、この種の議論は、例えば学位授与機構などの他の機関ではどういう議論があって、どんな報告書をつくらうとしているのでしょうか。

【由岐事務局長】 機関評価については公表されているんですけど、認証評価については実はこの財団が一番進んでいるというか、先へ行っているものですから、学位授与機構が全体としてどういう評価書をつくるかというのは、まだ把握できていません。基準については、もちろん、私どもも学位授与機構さんも基準協会さんも見ております。我々のほうの特徴としては、法曹養成というものを前面に出していることは事実ですし、先ほど山本も申しあげましたけれども、第三者というか、法曹も批判の対象だということで、有

識者、法曹、大学人が協調して、大学の現状を踏まえてやっていこうということでは、ちょっと特徴があるかなど。どちらかという、第三者性は一番強いと思います。それと、評価の内容というのは、どうですかね。私の印象でよければということで申し上げれば、ここが一番特徴的といえれば特徴的ですし、厳しいかもしれない。まだ結果が出ていないのですが。

【江森事務局員】 このシステムが始まる前に、学位授与機構が法学部のほうの教育評価を試行的に幾つかやっておられまして、私ども、最初立ち上げたとき、それを研究したわけですね。それを見ますと、非常にマイルドでございます。もちろんA、B、Cというようなあからさまなランキングはしないのですが、ずっと読んでいくと、語尾で大体、こう、ランクを示唆するような語尾が決まっております、そういうような決め方でございます。それから、当然、個人名や具体的な書きぶりはあまり出ておりませんで、総論的、相対的な書き方ということで、おそらくはそういったものを目指しておられるんじゃないかというのが印象でございます。

【佐柄木評議員】 関連しての質問ですけれども、そういう競合機関も実務法曹の協力は求めているんですか。

【由岐事務局長】 法令等の基準がございますので、臨床教育とか、あるいは実務と理論の架橋とか、いろいろな双方向多方向とか、いろいろな規定がございまして、実務家も入っています。

【江森事務局員】 評価員などは、日弁連に推薦依頼が来ております。

【本林議長】 今のお話を聞いていると、財団の評価報告書のほうが、ほかの認証機関よりも厳しいといえますか、むしろほかがあまりにマイルド過ぎて、第三者評価の厳しさという点で、そっちに引きずられる可能性というか、いろいろな競合機関が出てきたときに、やっぱり財団のほうスタンダードになるという方向に持っていく努力というのは相当必要ですね。だから、こちらが先がけて評価報告書を出していくというのは、私は非常に良かったんじゃないかなど。別の機関のほうで先に出してしまうと、結果だけでいいということで、非常に簡単でマイルドなものが出てくるという、そういう可能性もありますよね。だから、そういう意味で、いろいろなことを配慮しながらでも、やはりこの第三者評価の信頼性といえますか、そこはやはり非常に大事じゃないかと思っておりますけれども。

千種先生、何か、今までのお話も含めて、まとめていただけたら。

【千種評議員】 皆様のおっしゃっていることは、私も全くそう思いますし、賛成でござ

ございます。今、議長もおっしゃられましたように、私も若干関係した学校がありまして、様子を見ているのですが、最初のご報告でまだ契約数が少ないようなお話もありましたけれども、他の学校が無関心なわけではなくて、やっぱり1年生から3年生までワンセットやってみないとわからないことがあります。たとえばさつき先生がおっしゃられたように、最初の年は良くて、2年目がどうかわからないとか、既修者と未修者のレベルが違うとか、いろいろな事情があって、いろいろな学校が、ここの評価も参考にしつつ改善をしていきたいと思ってやっているわけです。いずれは評価をしなければいけないから、自分たちで自己評価の研修をやって、解説書を参考にしたりして、熱心にやっているけれども、まだ音沙汰がないというような学校が結構ございましてね、それでそういうところに対する思いやりというのか、評価の表現ではなくて、どういう態度でこれからやろうかと、一生懸命やっている人たちに対する思いやりがあると、契約を取りやすくなるのではないかと、厳しいということは厳しいんですけども、怖くて寄りがたいという形にならないようにしたほうがいいのではないかと印象を持ちました。

【大谷評議員】 やっぱり最終的には試験の結果、こちらは悪かった、こちらは結構受かっているじゃないかというようなことで、試験がすべてになるんじゃないかという感じで、そのためにやっているんじゃないんだというのもよくわかるんですけども、評価する側も、非常に厳しい人が評価した場合と、ある程度おおらかな人がやった場合と違ってくるわけです。ただ、この財団の評価が一つだったいいですんですが、ほかにもあるということで、ほかがマイルドであるということになってくると、営業ですから、やりにくいですよ。千種先生、おっしゃるように、私のところでも持っているわけですけども、しばらくちょっと状況を見ておくと。

【由岐事務局長】 評価をやるにあたって、大学側から多かったのは、役に立つ評価をしてほしいということがございました。我々としても、役に立つ評価じゃないと意味がないと思っておりますので、思ったよりは大学のほうの反応は、私だけかもしれないけれど、好意的に受けていただいて、これからも我々は、意見といいますか、役に立つ評価をしていきたいと思っております。確かに司法試験に大きな影響力があるかもしれませんが、司法試験は法曹の能力の一部を見るにすぎないんだということで、もし、この評価がよくて司法試験に落ちるようであれば、司法試験がおかしいんだというように言えるような評価にしたいと思えます。

【本林議長】 きょうはいろいろ皆さんのご意見を伺うということで、特にとりまとめ

はしませんけれども、よろしいでしょうか。

【由岐事務局長】 今日のご意見を受けて、事務局にて評価報告書のあり方について検討させていただくことにいたします。

【本林議長】 それでは少し早いですが、きょうはこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。